法改正を受けた労災への加入
制度の概要と対応


労務管理・労災保険について分かりやすく説明

農業会議は10月19日、大阪市中央区のＯＭＭ展示ホールで法改正により農業者も労災の強制適用となることから「農業者のための労災保険説明会」を開催。ＷＥＢ参加を含め農業者、行政、ＪＡなど25名が参加。

説明会では、特定社会保険労務士の橋本将詞氏が農業は他産業に比べて就業者当たりの労働災害が多いこと、あいまいな労働時間管理などの労務管理上のリスクがあることや、今後、安定的に労働力を確保するためには、これらに対応する必要があると説明した。

また、これまでの農業においては「ゆい・手間替え」など労力の相互融通や農繁期にのみ労働者を使用することが多く、労働の実態把握が困難であったことから、労災保険は昭和44年から暫定任意適用であった。しかし、今回の法改正で、令和13年を目途に強制適用となることの経過を説明。

さらに、新規に労災加入する場合の手続きと「労災の適用には制度に加入するだけでなく、事業主として労働者の労働時間や仕事の内容などを、管理するとともに、安全配慮義務などの労務管理が必要となる。これが労働者の安全・安心・保障を担保することに繋がり、農業経営における『人的・労働安全リスク』への対応にもつながる」と強調した。

その後の相談会では、参加した農業経営者から①加入方法②作業日誌の必要性③ボランティアに対する対応などの質問があり、それぞれ①管轄の労働基準監督署に労働者を採用するので労災保険に加入したいと相談する②労災を適用するためには事業主の指揮命令等が必要となり、その証拠として作業日誌が必要である③賃金を支払わないボランティアは労災の対象とならないためボランティア保険等を活用する、などと詳細な説明があった。

（藤岡）

労災制度の相談窓口を設置

法改正により農業での労災保険の加入が義務化されることから、農業会議では、農業経営者や労働保険事務等を行うための相談窓口（無料）を設置した。

制度や加入に際しての疑問点等があれば、気軽に相談してもらいたい。

①相談対応者：橋本将詞社会保険労務士事務所　特定社会保険労務士　橋本　将詞　氏
②電話：０７５―５７４―７２００
③メールアドレス：sr.hasimoto@gmail.com
④開設日時：月～金（祝日を除く）10：00～16：00
⑤開設期間：令和８年９月～令和９年３月31日（予定）
⑥対象者：大阪府内在住の農業経営者、大阪府内農業関係機関・団体関係者等
⑦その他：労働基準監督署への書類提出など加入手続きの実務や年度更新等の加入後の継続的な事務等の相談や業務依頼は別途有料。

（藤岡）

農業経営収入保険への加入を

農業経営収入保険は、農業者自らが生産した農産物の販売収入全体を補償する保険で、青色申告を行う農業者であれば加入できます。公的な保険制度であり、掛金には手厚い国庫補助があります。

近年、異常気象とも言える自然災害が各地で起こり、特に、ここ数年猛暑による作物の高温障害や豪雨などによる災害リスクが増加しています。このような中、災害リスクへの備えの一つとして、収入保険の加入者は年々増加しており、全国では10万件を突破し、青色申告を行う農業者の４人に１人以上が加入しています。なお、当大阪府においても令和８年契約では３８０経営体のご加入をいただき、年々加入者は増加しています。

また、自然災害だけでなく米価の下落やケガ・病気による収穫不能など、様々なリスクに対応できることから、毎年、加入者の約３割が保険金等を受取っており、安定した農業経営に役立っています。

掛金負担が大きいという農業者には、補償の下限設定や支払率を下げるなど、保険料を抑えるプランの他、積立金を伴わず初年度の掛金等支出を抑えるタイプもできました。詳しくは農業共済組合までお問い合わせください。

◎令和９年契約のお申込み期間は令和８年12月末までです。

【お問い合わせ先】
大阪府農業共済組合／ＮＯＳＡＩ大阪
０７２（２７５）９７７２
【ホームページ】
http://nosai-osaka.com
（大阪府農業共済組合提供）

http://nosai-osaka.com/